

あつ活サポーター団体登録要綱

令和5年6月13日
市民第3号

(趣旨)

第1 この要綱は、少子高齢化や地域活動の担い手不足など多様化・複雑化する地域課題に直面している自治会の活動を支援するため、社会貢献活動に取り組む企業及び活力ある学生ボランティア（以下「団体等」という。）を自治会が行う活動を支援する地域活動サポーター団体（以下「あつ活サポーター団体」という。）として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2 あつ活サポーター団体として登録できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす企業、学生ボランティアとする。

- (1) 自治会が行う活動を、団体等が有する資源（能力、ノウハウ、人材、物資）等を利用して支援を行う者であること。
- (2) 政治、宗教及び営利を目的としない自治会活動に関する支援を行う者であること。

(登録)

第3 あつ活サポーター団体として登録しようとする者は、あつ活サポーター団体登録申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に定める書類が提出されたときは、その内容を審査のうえ登録の可否を決定し、あつ活サポーター団体登録決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(登録期間)

第4 あつ活サポーター団体の登録期間は、第3第2項に定める登録を決定した日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに第5に定める登録内容の変更の届出がない場合は、当該登録期間が満了する日の翌日が属する年度の末日までの間、登録の更新がなされたものとし、その後も同様とする。

(登録内容の変更)

第5 あつ活サポーター団体は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を解除する場合は、速やかにあつ活サポーター団体登録変更（解除）届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第6 市長は、あつ活サポーター団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録

を取り消すことができる。

- (1) 第2に定める登録要件を満たさなくなったとき
 - (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
 - (3) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号の暴力団、同条第3号の暴力団員等又は同条例第9条に定める暴力団員等と密接な関係を有する者であることが判明したとき
 - (4) 法令等に違反したとき
 - (5) 公序良俗に反する活動を行ったとき
 - (6) 政治、宗教及び専ら営利を目的とした活動を行ったとき
 - (7) 協力の対価として実費相当以上の金銭や自治会組織の構成員名等の要求を目的とした活動を行ったとき
 - (8) 団体等への勧誘を目的とした活動を行ったとき
 - (9) 倒産、解散等の事由により登録団体が存続していないことが判明したとき
 - (10) 第8の定めに反したとき
 - (11) その他市長があつ活サポーター団体として不適当であると認めたとき
- 2 市長は、前項の定めにより登録を取り消したときは、あつ活サポーター団体登録取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（登録情報の開示）

第7 市長は、登録団体の登録情報について、甲府市ホームページ等を活用し、自治会に広く周知することができる。

（個人情報の保護）

第8 あつ活サポーター団体は、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、支援の実施にあたり知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、支援以外の目的に利用してはならない。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。